

令和3年

第1回市議会定例会 議案第68号

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年函館市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項中「簡易水道事業および」を削る。

第3条第2項第1号アを次のように改める。

ア 水道事業

(ア) 給水区域 函館市全域（寅沢町，三森町，紅葉山町，水元町，亀田大森町，小安山町，丸山町，吉畑町および日和山町の全部ならびに鈴蘭丘町，鱒川町，庵原町，亀尾町，東畑町，鉄山町，蛾眉野町，陣川町，東山町，亀田中野町，桔梗町，小安町，釜谷町，汐首町，瀬田来町，弁才町，泊町，館町，浜町，新二見町，原木町，日浦町，豊浦町，大濶町，中浜町，女那川町，川上町，高岱町，日ノ浜町，古武井町，恵山町，柏野町，御崎町，恵山岬町，元村町，富浦町，島泊町，新恵山町，絵紙山町，新八幡町，銚子町，古部町，木直町，尾札部町，川汲町，安浦町，白尻町，豊崎町，大船町，双見町および岩戸町の一部を除く。），北斗市七重浜1丁目の一部および鹿部町字大岩1番地

(イ) 給水人口 247,000人

(ウ) 1日最大給水量 104,000立方メートル

第3条第2項中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号を第3号とし，第5号を第4号とする。

第4条第1号中「，簡易水道事業」を削る。

第6条の見出しを「（交通事業会計）」に改め，同条第1項を削り，同条第2項を同条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，規則で定める日から施行する。
（重要な公の施設の措置に関する条例の一部改正）
- 2 重要な公の施設の措置に関する条例（昭和39年函館市条例第8号）の一部を次のように改正する。
第3条中第2号を削り，第3号を第2号とする。
（函館市水道事業給水条例の一部改正）
- 3 函館市水道事業給水条例（昭和34年函館市条例第3号）の一部を次のように改正する。
第1条中「および簡易水道事業（以下これらを「水道事業」という。）」を削る。
（函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例の一部改正）
- 4 函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例（平成25年函館市条例第46号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項を削る。
第5条第1項第1号中「簡易水道以外の水道の」を削り，同項第2号および第4号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に，「同項第1号」を「同条第1号」に，「同項第3号」を「同条第3号」に，「同項第4号」を「同条第4号」に改め，同条第2項を削る。

(提案理由)

簡易水道事業について、水道事業に統合することに伴い廃止するため